

様々な社会的課題に対応するために、産業技術のキーワードを通じて当センターがご支援できることや企業の皆様にお役に立てていただきたい内容をご紹介します。

プラスチック資源循環促進法

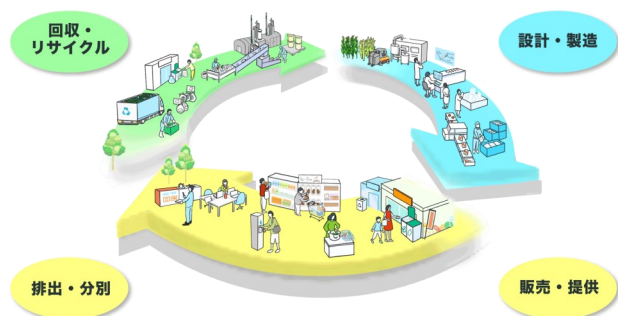
プラスチック製品の設計・製造に求められる新たな取り組み

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）」（通称：プラスチック新法、プラ新法）が令和4年4月1日から施行されたのをご存じでしょうか？

この法律は、国内におけるプラスチックの資源循環を進めることを目的とするもので、プラスチック使用製品の設計・製造から、販売・提供、排出・回収・リサイクルするまでの各段階において必要な措置が定められています。

プラスチックを使用した製品を製造する事業者は、設計にあたって、プラスチックの使用を少なくすることや、形状を見直して分解・分別を容易化したりする他、再生プラスチックの利用などに努めることとされています。しかし、実際にそれらに取りかかろうとすると、形状の変更による部材、製品の強度への影響は？再生プラスチックの物性は？耐熱性は？など分からないこと、調べたいことが次々に出てくることかと思えます。

当センターでは、材料試験機（R3年度 JKA 導入機器）による強度試験、熱分析システム（R2年度 JKA 導入機器）による融点の測定や赤外線分析装置による材料分析などの支援を行っております。技術開発などでお困りの企業の皆様は、お問い合わせください。



プラスチックはえらんで、減らして、リサイクル（出典 環境省 <https://plastic-circulation.env.go.jp/>） about）

■ 電子・有機素材研究所 有機材料グループ
上席研究員 谷岡・研究員 村田

電気用品安全法(PSE マーク)

マークのない製品は製造・輸入・販売禁止！



特定電気用品のマーク

特定電気用品以外の電気用品マーク



PSE マークが必要な製品の開発や輸入・販売を計画していて、試験を行いたい企業の皆様は、お問い合わせください。

PSE マークは、使い方によっては怪我や事故を起こす危険性がある製品に対して安全性を検査した製品に付けられます。電気用品安全法に指定された約450品目の家電が対象となっており、安全検査とマークの表示が義務となっています。

マークには丸形と菱形があり、菱形は比較的危険な製品に用いられ、経済産業省の認定検査機関で検査しなければなりません。もちろん、日本の法律ですので、海外の製品にはありません。この場合は、輸入・販売をする企業が責任をもって検査を実施しなければなりません。

当センターでは、電気安全性試験機器を開放しています。耐電圧試験・絶縁抵抗試験・漏洩電流試験・保護導通試験・残留電荷試験などが行えます。

■ 電子・有機素材研究所 電子システムグループ
主任研究員 山根